

ニーズは約 7,800 人！

休日保育 始めませんか？

ニーズに対して
実施園が不足しています

- エッセンシャルワーカーなどで、休日保育を必要としている保護者が大勢います
- アンケート調査によると、市内のニーズは年間延べ約 7,800 人いますが、現在の実施園では最大でも約 6,700 人しか対応できません
- 必要な方に適切な保育を提供するために、ご協力をお願いします！



本市の支援（詳細は裏面参照）

給付費に加え、本市独自の補助金があります！

（令和 3 年度から補助の上限額を増額）

予算には限りがありますので、事業実施をご検討されている場合はお早めにご相談ください

対象施設

- ・ 保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所

事業内容

【実施日】

- ・ 日曜日・祝日（1月1日から1月3日を除く）
- ・ 12月29日から12月31日までの日

★対象児童がいない日は、開園しなくてもよい

【実施時間】 午前7時から午後6時まで

【利用料】 無料

対象児童

以下の要件をすべて満たす児童

- (1) 保育の支給認定（第2号・第3号）を受け、千葉市の保育所等（認可外保育施設は除く）に入所する児童
- (2) 日曜・祝日においても、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な児童
- (3) 生後3か月から就学前までの児童

※ 1週間のうち、上記の施設の利用日数が休日保育事業の利用日を含め6日を超えないこと。

～実施の申請方法等は幼保運営課（043-245-5729）までご連絡ください～

裏面あり

(1) 給付費（休日保育加算）

休日保育事業の実施に係る経費は公定価格上の加算となり、利用見込み児童数に応じた金額を給付します。（※参考に保育園分を掲載）

OR5: 給付費の加算・月額（保育園）

年間延べ利用児童数	休日保育加算	
		処遇改善加算
～210人	261,100円	2,610円
211人～279人	279,700円	2,790円
280人～349人	317,100円	3,170円
350人～419人	354,400円	3,540円
420人～489人	391,700円	3,910円
490人～559人	429,100円	4,290円
560人～629人	466,400円	4,660円
630人～699人	503,700円	5,030円
700人～769人	541,100円	5,410円
770人～839人	578,400円	5,780円
840人～909人	615,700円	6,150円
910人～979人	653,100円	6,530円
980人～1,049人	690,400円	6,900円
1,050人～	727,700円	7,270円

× 加算率

(2) 休日保育事業補助金

補助対象経費が給付費の休日保育加算額を超える場合に、補助対象経費から休日保育加算額を差し引いた額を支給します。ただし、休日保育加算額に1.5倍を乗じた額から休日保育加算額を差し引いた額を補助額上限とします。

例) 年間給付費加算額が 5,000 千円 の場合
 → 給付費加算額の 1.5 倍 = 7,500 千円
 → 補助額上限 : 7,500 千円 - 5,000 千円 = 2,500 千円

**他市よりも
比較的手厚い補助制度と
なっています！**

パターン①：年間対象経費：5,500 千円
 → 年間給付費加算額 5,000 千円を超える為、補助金支給有り。
 → 支給金額：500 千円

パターン②：年間対象経費：8,000 千円
 → 年間給付費加算額 5,000 千円を超える為、補助金支給有り。
 ただし、差額が補助額上限を上回っている。
 → 支給金額：2,500 千円（補助額上限）

【担当】
 千葉市役所こども未来局
 幼児教育・保育部幼保運営課 助成第1班
 TEL 043(245)5729
 MAIL unei-josei@city.chiba.lg.jp